

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	18 件

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5566

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月から5年8月まで  
② 平成7年4月から同年11月まで

私は、平成2年10月頃、国民年金の加入手続をA市役所で行った。国民年金保険料の納付については遅れたこともあったが、納付書が自宅に送付されていたので、B施設にある同市役所出張所や銀行で保険料を納付していた。7年12月にC会社に就職した翌年にも納付書が届き、銀行で保険料を全て納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、「平成7年12月にC会社に就職した翌年にも納付書が届き、銀行で保険料を全て納付した記憶がある。」と申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、5年10月頃に払い出されたと推認され、同年9月から当該期間直前の7年3月までの保険料は納付済みである。

また、オンライン記録によると、平成8年7月5日に過年度納付書が作成された記録がある上、当該過年度納付書作成時点で、申立期間②の保険料を納付することが可能であり、申立人の申述と符合する。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、平成5年10月頃に払い出されたと推認され、A市住民記録システム及びオンライン記録では、申立人は同年9月15日に初めて国民年金被保険者資格を取得している記録となっていることから、申立期間①は国民年金の未加

入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から60年9月まで  
② 昭和61年1月から同年6月まで

申立期間①及び②について、私は結婚を契機に、昭和62年12月頃に夫と一緒にA市B区役所へ出向き、国民年金の加入手続を行い、「過去の未納分についても遡って国民年金保険料を払えるだけ払いたい。」と伝えて、納付書を作成してもらった。後日、32万円から34万円くらいの保険料を1回で納付した。

もし、遡って国民年金保険料を支払った期間が2年間であったとしても、その2年分の保険料は全て納付したはずであり、昭和61年1月から同年6月までの保険料だけが抜けているのは不自然だと思われる。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和62年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間②は過年度納付が可能な期間であり、オンライン記録によると、申立人は、当該期間前後の60年10月から同年12月までの期間及び61年7月から62年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が、6か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、

昭和 62 年 12 月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8915

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は19万円、申立期間②は19万7,000円、申立期間③は21万4,000円、申立期間④は24万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日  
② 平成17年6月30日  
③ 平成17年12月16日  
④ 平成19年12月19日

A社に勤務していた当時に支給された申立期間の賞与が厚生年金保険の記録に反映されていない。賞与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は申立期間①から④までにA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額については、賞与支給明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は19万円、申立期間②は19万7,000円、申立期間③は21万

4,000円、申立期間④は24万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8917

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで  
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9月21日になっており、次のB社における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。  
申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社からB社に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社本社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事



業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を2万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 9 日  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る賞与の記録が無い。  
賞与が支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上述の預金通帳に記載された賞与振込額により推認できる厚生年金保険料控除額から、2万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、平成20年5月30日付けで同社から申立人に申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額が返金されたことが確認でき、申立人の給与振込口座に係る取引明細表により、同日付けで同額の振込があったことが確認できる。

また、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、上記代表清算人から提出された資料及び当該同僚の給与振込口座に係る預金通帳により、当該厚生年金保険料が当該同僚に返金されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額は、上記代表清算人から提出された資料及び同僚の給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月25日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、平成20年5月30日付けで同社から申立人に申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が返金されたことが確認でき、申立人の給与振込口座に係る預金取引推移一覧表により、同日付けで同額の振込があったことが確認できる。

また、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、上記代表清算人から提出された資料及び当該同僚の給与振込口座に係る預金通帳により、当該厚生年金保険料が当該同僚に返金されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額は、上記代表清算人から提出された資料及び同僚の給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、4万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、平成20年5月30日付けで同社から申立人に申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額が返金されたことが確認でき、申立人の給与振込口座に係る取引推移一覧表により、同日付けで同額の振込があったことが確認できる。

また、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、上記代表清算人から提出された資料及び当該同僚の給与振込口座に係る預金通帳により、当該厚生年金保険料が当該同僚に返金されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額は、上記代表清算人から提出された資料及び同僚の給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 関東（群馬）厚生年金 事案 8929

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は1万1,000円、申立期間②は6万3,000円、申立期間③は10万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日  
② 平成 16 年 2 月 25 日  
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人から提出された給与明細書及びA社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は1万1,000円、申立期間③は10万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②について、上記複数の資料により申立期間①及び③に支給された賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が確認できるところ、上記代表清算人から提出された資料により、平成20年5月30日付けで同社から申立人に申立期間①から③までに支給された賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が返金されたことが確認でき、申立人の給与振込口座に係る預金取引履歴明細表により、同日付けで同額の振込があったことが確認できる。

また、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間①から③までにおいて賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、上記代表清算人から提出された資料及び当該同僚の給与振込口座に係る預金通帳により、当該厚生年金保険料が当該同僚に返金されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額は、上記給与明細書、代表清算人から提出された資料及び同僚の給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、6万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8930

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は1万9,000円、申立期間②は5万9,000円、申立期間③は3万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日  
② 平成 16 年 2 月 25 日  
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、A社の代表清算人から提出された資料及び平成20年に事業主から提出された資料により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は1万9,000円、申立期間③は3万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②について、上記複数の資料により申立期間①及び③に支給された賞与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額が確認できるところ、上記代表清算人から提出された資料により、平成20年5月30日付けで同社から申立人に申立期間①から③までに支給された賞与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額が返金されたことが確認でき、申立人の給与振込口座に係る取引明細表により、同日付けで同額の振込があったことが確認できる。

また、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間①から③までにおいて賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、上記代表清算人から提出された資料及び当該同僚の給与振込口座に係る預金通帳により、当該厚生年金保険料が当該同僚に返金されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額は、上記事業主から提出された資料、代表清算人から提出された資料及び同僚の給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、5万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8931

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を49万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月25日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、平成20年5月30日付けで同社から申立人に申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額が返金されたことが確認でき、申立人の給与振込口座に係る取引明細表により、同日付けで同額の振込があったことが確認できる。

また、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、上記代表清算人から提出された資料及び当該同僚の給与振込口座に係る預金通帳により、当該厚生年金保険料が当該同僚に返金されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額は、上記代表清算人から提出された資料及び同僚の給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、49万

3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 19 年 7 月から 20 年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月から 20 年 6 月まで

私は、申立期間について A 市役所の年金課に免除申請を行ったので、申立期間を未納ではなく、免除期間としてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社会保険事務所（当時）が平成 18 年 7 月 12 日に受付した申立人に係る国民年金保険料免除・納付猶予申請書に、全額免除の継続申請を希望する旨の記載があり、同年 7 月から 19 年 6 月までは全額免除が承認されていることから、申立期間について、全額免除の継続申請の扱いとされていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料が全額免除と承認されるためには、前年（平成 18 年）の所得が全額免除基準に該当していることが必要となる。A 市役所税務課の回答から、申立人の平成 18 年所得に長期譲渡所得約 1,000 万円が確認できることから、申立期間に係る保険料の免除については、社会保険事務所での審査時に所得要件により却下となり、免除の承認はされなかったものと考えられる上、ほかに申立期間について免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、平成 14 年 4 月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進められ、平成 14 年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から54年3月まで

私は、昭和49年6月に会社を退職した後、私自身がA市役所（現在は、B市C区役所）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を銀行の口座振替で納付していたと思う。

申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年6月に会社を退職した後、申立人自身がA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を銀行の口座振替で納付していたと思うと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、49年7月から51年12月までは時効により保険料を納付できない期間であり、52年1月から54年3月までは保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能な期間となるが、前述のとおり、保険料の納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は57か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断



すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から52年5月まで

私は、当時専門学校に通っていたが、母親から「国民年金に加入し、保険料を支払いなさい。」と言われたため、昭和49年\*月に20歳になってからすぐに自らA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も同市役所で納付していたはずである。

申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年\*月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立人は、保険料の納付額、納付方法等に関する記憶が明確でないため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年8月頃に払い出されたと推認される上、申立人の所持している年金手帳、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、国民年金の被保険者資格を同年4月26日に取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（長野）国民年金 事案 5568

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月、同年4月、同年9月、同年10月及び3年3月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月及び同年4月  
② 平成2年9月及び同年10月  
③ 平成3年3月から同年7月まで

申立期間①、②及び③について、私は、それぞれ会社を退職した後すぐに、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。国民年金保険料は毎月同市役所で納付していた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、それぞれ会社を退職した後すぐに、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料は毎月同市役所で納付していたと申述しているが、申立期間①、②及び③は、いずれも平成5年12月28日に国民年金被保険者資格の得喪記録が追加訂正されたことにより生じた未納期間であり、いずれの期間もそれまでは未加入期間であったと推認され、制度上、申立期間当時に保険料を納付することはできず、得喪記録が追加訂正された時点では時効により保険料を納付できない。

また、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8916

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 9 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の記録において平成 9 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、A社に加入していた記録となっているが、8年2月1日から勤務していた。申立期間の厚生年金保険の記録が無いので調査の上、厚生年金保険の期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は既に死亡しており、取締役である元事業主の妻に照会したところ、申立人が当該事業所に勤務していたという回答を得られたものの、当時の資料が無く、申立人の申立期間に係る勤務実態については確認できないと回答している。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた元同僚に照会し、回答のあった複数の元同僚は、申立人については知らないと回答している。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険被保険者の資格取得日は平成 9 年 3 月 1 日となっており、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している上、複数の元同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日と雇用保険被保険者の資格取得日についても一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8918

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月頃から48年4月1日まで

私は、昭和46年10月頃から48年3月末頃まで、A社（現在は、B社）にC職として勤務していたところ、厚生年金保険の記録が無い。「A社」の社名が入った健康保険証をもらった記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における当時の工場長の供述及び複数の同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、既に当時の資料が無く、申立人の勤務実態等は不明であると回答しており、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、当時の事業主は既に死亡しており、従業員の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A社における当時の給与及び社会保険担当者は、「上司の指示により健康保険・厚生年金保険の届出を行い、同時に雇用保険の届出をしていた。それに基づき、給与から社会保険料の徴収を行っていた。」と供述しているところ、申立人の同社に係る雇用保険被保険者記録も確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の前後の期間を含む昭和45年10月30日から49年9月24日までの期間の資格取得者の中に、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間において申立人は国民年金の被保険者になっており、当該期間に係る国民年金保険料を全て納付していることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8919

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月1日から34年1月1日まで

私は、A県B地区C事業所において、昭和27年5月から33年12月31日までの期間、同県の2市2郡内町村で運営される運営委員会の技術職員として勤務していたが、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が33年12月1日とされている。

上記事業所勤務中の昭和33年12月28日に県の身体検査などを受け、34年1月1日付けで県職員となったが、12月分の給料が途切れたこともない。

同事業所の退職辞令は保管していないが、昭和33年12月31日付けで退職したことを覚えているので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を34年1月1日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A県立文書館から提供されたA県B地区C事業所創設十五周年記念誌には、申立人の同事業所における退職年月日が昭和34年1月3日と記載されており、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことはいくらかがえる。

しかしながら、A県B地区C事業所は昭和38年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所の業務を継承したD市教育委員会では、「運営委員会に係る職員の雇用に関する資料及び厚生年金保険の手続に関する資料は無い。」と述べており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A県B地区C事業所に係る適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、事業主氏名の記載が無いことから、当該事業所の事業主を特定することができない上、申立人が記憶する同僚も他界していることから、申立人の申立期間における給与からの保険料控除について確

認することができない。

さらに、申立人は「退職した12月の給料は継続して支給されていたと思うが、厚生年金保険料の控除については覚えていない。」と述べており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 関東（新潟）厚生年金 事案 8920

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

申立期間はA事業所（現在は、B社）で勤務していたにもかかわらず、厚生労働省の記録によれば、当該事業所での厚生年金保険の資格取得日が昭和 45 年 4 月 1 日になっている。

納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A事業所における当時の事業主は既に亡くなっており、当該事業所を吸収合併したB社も申立人に係る資料を保管していないとしている上、申立人の申立期間にA事業所で厚生年金保険の被保険者記録がある同僚からも申立人について情報を得られないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、厚生年金保険の資格取得日はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録により、事業所名称は不明だが、申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者期間と一致する記録があり、当該記録における申立人の資格取得日は昭和 45 年 4 月 1 日となっていることが確認でき、申立期間について当該事業所における申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8921

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月1日から35年3月12日まで  
厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金を受給したことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等の記録を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した旨の記載（35.9.8回答済）が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立期間に係る脱退手当金は、昭和35年12月2日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、申立事業所を退職後43年9月1日まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8923

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月  
勤務していたA社（現在は、B社）から、平成 18 年 4 月に賞与を支給されたが、賞与の記録が無いので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、関係資料は保存されておらず、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、申立人も、賞与が支給されたことが確認できる賞与明細書等の資料を保管していないことから、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、C銀行から提出された申立人に係る預金取引明細表によると、オンライン記録により標準賞与額の記録が確認できる平成 18 年 7 月及び同年 12 月賞与については振込みが確認できるものの、同年 4 月については賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8924

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 1 月 16 日から同年 2 月 1 日まで  
② 平成 21 年 2 月 1 日から 22 年 9 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、平成 21 年 1 月 16 日から厚生年金保険に加入とすべきところ、資格取得日が同年 2 月 1 日とされている。

また、厚生年金保険の被保険者資格取得時の標準報酬月額に通勤手当が含まれておらず、また、雇用契約を変更したのに平成 21 年 8 月及び同年 12 月の月額変更届の届出が行われていない。当時の給与明細書等を提出するので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成 20 年 10 月 16 日に雇用保険の被保険者資格を取得していること、21 年 1 月分の給与明細書を所持していることなどから、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社の事務担当者は、当時パートタイマーは、雇用契約日ではなく勤務開始日から3か月経過後の翌月1日に厚生年金保険の加入をさせていたと回答している。

また、申立人が提出した給与明細書及びB社が提出した賃金台帳により、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料は、事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人から提出された普通預金通帳により申立期間①に係る給与が振り込まれていたことが確認でき、当該振込額は、上記給与明細書及

び上記賃金台帳の差引支給額と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、A社の資格取得届提出時の標準報酬月額に通勤手当が含まれていないと主張しており、平成 21 年 8 月及び同年 12 月の月額変更届が雇用契約の変更に応じて提出されていないのはおかしいので、本来の標準報酬月額に訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細書及びB社から提出された賃金台帳で確認できる給与総支給額に申立人の普通預金口座明細表で確認できる通勤手当を加えた報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、当該給与明細書及び当該賃金台帳に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、B社は、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に届け出た標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたとしているところ、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び平成 21 年度健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の報酬月額は、同社から提出された賃金台帳で確認できる給与総支給額が記載されており、オンライン記録の標準報酬月額とも一致していることが確認できる。

## 関東（山梨）厚生年金 事案 8925

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
国（厚生労働省）の記録では、A事業所における厚生年金保険の資格取得日は、昭和 35 年 1 月 1 日と記録されているが、同社には 34 年 4 月に入社し、B業務をしながらC職を目指していた。同期入社 of 男性は私を含め 3 人であった。当該記録には納得がいかないので、第三者委員会で調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所でB業務の仕事をしていたとする同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の関連資料は既に廃棄しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。」と回答している。

また、申立人が同期に入社したと記憶する別の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日の昭和 35 年 1 月 1 日であることが確認できる上、前述の同僚は、「厚生年金保険の資格取得日は、実際の入社日より遅い。」と供述している。

さらに、申立期間当時に厚生年金保険被保険者記録のある同僚 16 人に照会し、4 人から回答があったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8932

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日  
年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は申立期間に同社から416円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第24条の3において、賞与額の1,000円未満は切り捨てて標準賞与額を決定する旨規定されている上、上記代表清算人から提出された資料により、申立人は申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、代表取締役の一人は、申立期間に賞与を支給し保険料を控除した者については、平成20年5月から同年11月までの期間に申立期間の厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額を在籍時の給与振込口座に返金したことを把握している旨の回答をしているところ、上記代表清算人から提出された資料において、申立人に係る返金額の欄に記載は無く、申立人の給与振込口座に係る取引明細表においても、同年5月1日から同年11月30日までの期間にA社からの入金を確認することができない。

さらに、A社が加入していたC健康保険組合から提出された適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。

このほか、事業主は申立期間の賞与に係る資料を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。



これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8933

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日  
② 平成 16 年 2 月 25 日  
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、申立人の申立期間③の賞与は支給されていないことが確認できる。

また、代表取締役の一人は、申立期間に賞与を支給し保険料を控除した者については、平成 20 年 5 月から同年 11 月までの期間に申立期間の厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額を在籍時の給与振込口座に返金したことを把握している旨の回答をしているところ、上記代表清算人から提出された資料において、申立人に係る返金額の欄に記載は無く、申立人の給与振込口座に係る預金取引明細表においても、同年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間にA社からの入金を確認することができない。

さらに、A社が加入していたC健康保険組合から提出された適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。

このほか、事業主は申立期間の賞与に係る資料を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8934

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日  
② 平成 16 年 2 月 25 日  
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、申立人の申立期間③の賞与は支給されていないことが確認できる。

また、代表取締役の一人は、申立期間に賞与を支給し保険料を控除した者については、平成 20 年 5 月から同年 11 月までの期間に申立期間の厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額を在籍時の給与振込口座に返金したことを把握している旨の回答をしているところ、上記代表清算人から提出された資料において、申立人に係る返金額の欄に記載は無く、申立人の給与振込口座に係る普通預金元帳においても、同年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間にA社からの入金を確認することができない。

さらに、A社が加入していたC健康保険組合から提出された適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。

このほか、事業主は申立期間の賞与に係る資料を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8935

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月 25 日  
② 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、申立人の申立期間②の賞与は支給されていないことが確認できる。

また、代表取締役の一人は、申立期間に賞与を支給し保険料を控除した者については、平成 20 年 5 月から同年 11 月までの期間に申立期間の厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額を在籍時の給与振込口座に返金したことを把握している旨の回答をしているところ、上記代表清算人から提出された資料において、申立人に係る返金額の欄に記載は無く、申立人の給与振込口座に係る預金元帳においても、同年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間にA社からの入金を確認することができない。

さらに、A社が加入していたC健康保険組合から提出された適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。

このほか、事業主は申立期間の賞与に係る資料を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8936

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 25 日  
年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の代表取締役の一人は、申立期間に賞与を支給し保険料を控除した者については、平成 20 年 5 月から同年 11 月までの期間に申立期間の厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額を在籍時の給与振込口座に返金したことを把握している旨の回答をしているところ、同社の代表清算人から提出された資料において、申立人に係る返金額の欄に記載は無く、申立人の給与振込口座に係る普通預金元帳においても、同年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間に同社からの入金を確認することができない。

また、A社が加入していたC健康保険組合から提出された適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。

このほか、事業主は申立期間の賞与に係る資料を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8937

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月 25 日  
② 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、申立人の申立期間②の賞与は支給されていないことが確認できる。

また、代表取締役の一人は、申立期間に賞与を支給し保険料を控除した者については、平成 20 年 5 月から同年 11 月までの期間に申立期間の厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額を在籍時の給与振込口座に返金したことを把握している旨の回答をしているところ、上記代表清算人から提出された資料において、申立人に係る返金額の欄に記載は無く、申立人の給与振込口座に係る取引明細表においても、同年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間にA社からの入金を確認することができない。

さらに、A社が加入していたC健康保険組合から提出された適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。

このほか、事業主は申立期間の賞与に係る資料を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8938

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日  
年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、申立人の申立期間の賞与は支給されていないことが確認できる。

また、代表取締役の一人は、申立期間に賞与を支給し保険料を控除した者については、平成 20 年 5 月から同年 11 月までの期間に申立期間の厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額を在籍時の給与振込口座に返金したことを把握している旨の回答をしているところ、上記代表清算人から提出された資料において、申立人に係る返金額の欄に記載は無く、申立人の給与振込口座に係る預金取引明細表においても、同年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間にA社からの入金を確認することができない。

さらに、A社が加入していたC健康保険組合から提出された適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。

このほか、事業主は申立期間の賞与に係る資料を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8939

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月 25 日  
② 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、申立人の申立期間②の賞与は支給されていないことが確認できる。

また、代表取締役の一人は、申立期間に賞与を支給し保険料を控除した者については、平成 20 年 5 月から同年 11 月までの期間に申立期間の厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額を在籍時の給与振込口座に返金したことを把握している旨の回答をしているところ、上記代表清算人から提出された資料において、申立人に係る返金額の欄に記載は無く、申立人の給与振込口座に係る預金取引明細表においても、同年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間にA社からの入金を確認することができない。

さらに、A社が加入していたC健康保険組合から提出された適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。

このほか、事業主は申立期間の賞与に係る資料を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8940

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日  
② 平成 16 年 2 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の代表取締役の一人は、申立期間に賞与を支給し保険料を控除した者については、平成 20 年 5 月から同年 11 月までの期間に申立期間の厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額を在籍時の給与振込口座に返金したことを把握している旨の回答をしているところ、同社の代表清算人から提出された資料において、申立人に係る返金額の欄に記載は無く、申立人の給与振込口座に係る預金取引明細表においても、同年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間に同社からの入金を確認することができない。

また、A社が加入していたC健康保険組合から提出された適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。

このほか、事業主は申立期間の賞与に係る資料を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8941

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 25 日  
年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の代表取締役の一人は、申立期間に賞与を支給し保険料を控除した者については、平成 20 年 5 月から同年 11 月までの期間に申立期間の厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額を在籍時の給与振込口座に返金したことを把握している旨の回答をしているところ、同社の代表清算人から提出された資料において、申立人に係る返金額の欄に記載は無く、申立人の給与振込口座に係る流動性預金取引明細表においても、同年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間に同社からの入金を確認することができない。

また、A社が加入していたC健康保険組合から提出された適用台帳において、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。

このほか、事業主は申立期間の賞与に係る資料を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。